

監査結果(指摘事項・意見)に基づく措置状況等の報告

- 1. 監査対象部局課名 教育総務課
- 2. 監査の種類 定期監査
- 3. 監査実施日 平成27年 5月19日
- 4. 監査結果報告通知日 平成27年 5月28日
- 5. 措置状況等の報告日 平成27年 9月 8日

指摘事項・意見	措置内容・対応状況
<p><b>【是正事項・意見】</b> (井波小学校)</p> <p>井波小学校の、毒物劇物管理記録簿の存在が不明となっている。</p> <p>学校における毒物及び劇物の適正な管理については、平成12年1月11日付け文初高第501号の文部省初等教育局長依頼で定められている適正な管理について再度確認の上、保管・記録の徹底に努められたい。</p> <p><b>【是正事項・意見】</b> (教育総務課)</p> <p>学校における毒物及び劇物の適正な管理については、平成12年1月11日付け文初高第501号の文部省初等教育局長依頼で定められており、平成26年6月27日付け南砺市監査委員公告第6号において、その適正な管理について再度確認を求めたところである。しかし、今回の監査において管理記録簿を確認したところ、適正な管理となっていない学校が見受けられた。</p> <p>このことから、市教育委員会においては、毒物・劇物の管理について市小・中学校へ改めて周知されるとともに、適正な管理となるよう取り組まれたい。</p>	<p><b>【措置済・継続努力・検討中・未措置】</b></p> <p>・監査での指摘を受け、井波小学校では監査終了後、すぐに毒物劇物管理記録簿の整備を行った。</p> <p>また教育総務課では、今後このようなことが無いように、7月16日付け各学校に毒物及び劇物の管理について次のとおり注意徹底するように文書配布を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定期的な数量確認と簿冊等による確実な管理</li> <li>2 施錠設備のある保管場所への保管と確実な施錠</li> <li>3 児童生徒のみでの保管場所への立ち入り及び取り扱いの禁止</li> <li>4 化学物質が盗難に遭い、又は紛失したときの警察への即時届出</li> <li>5 児童生徒に対し、化学物質の誤った取扱いによる危険性等の指導</li> </ol>